#### 明代里甲編成の変質過程: 小山正明氏の「析戸の意義」論の批判

川勝,守

https://doi.org/10.15017/2338965

出版情報: 史淵. 112, pp. 163-184, 1975-03-31. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:  $(\equiv)$ 

均田均役法による里甲の編成

子戸・析戸と郷紳的土地所有

2

均田均役法による里甲編成

結

び一研究の展望

(=)

里甲の編成原則の変質

1

寄荘戸の設置

2

寄荘戸から析戸・子戸へ

3

「田・糧不過都」

1

里甲編成の地縁性

2

析戸の意義

3

土地売買と子戸の設置

小山正明氏の里甲制の理解とその問題点

序

目

代 里 甲 編 成 の 変 質 過

程

明

小山正明氏の「析戸の意義」論の批判

Ш

勝

守

次

序

1

自然村落かという議論があった。これは、いわゆる旧中国社会に「共同体」を見出す、ないしは否定するという議論 里甲制とは、 いうまでもなく明王朝が農村支配の根幹とした機構である。 かつて、里甲制の「里」は、行政村落か

521 (史163)

正明等諸氏の研究が出るに及んで、「里」が行政村か自然村かの議論は全く色褪せてしまった。 もとより三氏の研究(5) 味した行政村落という理解が一般化してしまったようである。ところが、この約十年間の安野省三、鶴見尚弘、小山(3) (3) (4) にぶち当ってみるのも勉強である。以下、見当外れの雑言に小山氏の寛恕を乞うとともに大方の御教示を得たいと思 蓋し、今日の明代史研究のうちで小山氏の作品の占める位置は大きい。壮大な着想、緻密な実証また堅牢極まる体系 は、筆者にとって全くわからない。以下本小稿を、挙げて小山氏の所説の紹介とその批判的検討に費す所以である。(2) 該国家権力の構造を究明する一方法となったのである。しかしながら、上記三氏の研究のうち小山氏の里甲制の理解 制の研究はここに至って単なる制度史の一局面に限られることなく、下部構造―土地所有関係をも射程に入れた、当 の機構とのみ理解するのでなく、村落共同体ないし共同体機能を有するものと理解した点であろう。すなわち、里甲 の問題観・時代観には明瞭なちがいがあるが、にも拘らず共通しているのは、里甲制を単なる郷村行政=賦・役徴収 とも関係して研究者の関心を呼んだが、そのはっきりとした結論が出される前に何となく自然村落の要素を多分に加

が、 氏が宋代の 問題が取り上げられるべきであるが、その詳細な検討は全て今後に委ねることとする。但し最近の研究では、丹喬二 しておく。 な お、筆者はこれまで明清時代の農村ないし農民像、またそれらの再生産構造のあり方などの究明を意図してきた 「戸に関する一考察─主戸客戸制研究の前提─」中で明代の「戸」の問題にも言及されていることを付記(☞) 国家権力が農民家族をいかに制度的に把握していたかの問題を考えたい。その場合、「戸」の

うものである。

2

るように編成されていた。 小山正明氏の論証の手続きは次の通りである。元来の里甲組織は、各里各甲間の徭役負担能力の均等性が維持され こうした均等性がどのように保証されたかと言えば、 明初において土地所有が比較的平均

な

お小山氏にあっては里甲

の地縁性を捨象するのである

が、

従来里甲

制

17

0

い

て言わ

れてきた共同体機

能

17

つ

Ļγ

支配 長 は

氏 氏 6 ては筆者も異論 化 かも各里各甲間の徭役負担能力の均等化を維持するためには、 た存在であり、 が、 を立てる) 囲 定の の 0 黄冊攢造の時に、 がる場合には子戸を立てる みられ 一九一二〇頁) してい 所論 所説 12 审 .散在するという事態も出現していた。 地域を単位とするのでなく、 ての機能を果たしたのが、 は行 たか の 編成が行 たとすれ 論証 場合があった。 政村落説どころかおよそ村落的地縁的要素を全く認め 否かであろう。 は 各戸間 0) といい、 根拠を検討してみる必要が生じる。 な なわれ ば 戸数原則によりながら同時に各里各甲間の徭役負担能力の均等化を計ったと考えられる点に いり .の経済的内容の不均等性が前提とされてい そのこと自体が均等性の保証となるが、 問 たのであるから、こうした経済的内容の不均等な戸を、 題 てこに 明代の里甲が行政村落か自然村落かは戦前から続いている古い は、 ③里甲を編成する地域的限界は都であり、 (析戸する)必要があっ 筆者が傍点を付した「国家による強力な人為的 小山氏は里甲間の均等性の保証を求めるのである。 十年でとに行なわれた 黄冊攢造とそれに伴う里甲 人為的に各戸を組合わせて編 (2) 里 甲組織を維持するため、 75 小山氏の所論は三点の事実認識から成り立っ 国家による強力な人為的 U たのみならず、 か 成したから、 とし里甲. ないものであると筆者には思 土 国家によって強制 組織 地売買も都内では自由であっ 極端な場合には、 Ó 戸数原則によって里甲に編成 組合せし 各戸は、 国家によるその不均等性 ・組織の 右の結 組合せが必然化 が 明初以来戸則に格 議論 果して 的 改新であっ 論部分すな に析 里長所 わ である。 7 明 れ 戸させられ ζì 初 る。 一轄の甲 たと思 たが、 る。 0 わ せざるをえ ち十 の容認 そこで し 里 审 (1)か る 首 别 編 ij 里 年 ごと され 成 つ の が

の位置付けとも関連するのであろう。 構造の究明 を考慮すべきだと強調する。 に止まらず、 中国封建社会(小山氏にあっては中国 その場合には、 かように、 小山氏の里 氏自身が明言しているわけでは 甲制の理 の奴隷制末期の社会か)そのもの 解 は、 もしそれが正しいとすれば ない が、 氏が 0 别 **渦稿で究明** 体制的構造 単 12 玉 た 0 家

明に大きく寄与するものと思われる。 次節では、 小山氏の三点の事実認識を史料に即して検討してみることとする。

# 一) 小山正明氏の里甲制の理解とその問題点

#### 1 里甲編成の地縁性

二一三良 小山氏が里甲編成は村落のごとき地縁的関係を基礎として行われたものではないと言い、その事例として引く(二 のは、 十六世紀前葉の嘉靖間、 福建の著名な郷紳、 林希元『林次崖先生文集』六書《与兪太守請賑書》

問寄居客戸。 同安 (州府) 五十図、一図十里長、各帯十甲、該人一百一十戸。……又賑済只照都・図・里長・甲首、(福建泉) 五十図、一図十里長、各帯十甲、該人一百一十戸。……又賑済只照都・図・里長・甲首、 不知里長所轄甲首各散処外都、近者五六十里、 遠者一二日程。 不

に

処し」という事態は通常ではない。それは里甲の編成が二都以上に跨がることは禁止されていたからである。(1) ば右の事態は、明初以来の里甲制の事例ではなく、その崩壊期の事例ではないかと思われる。 遠きは一二日程なるを知らず」と言うところからみれば、 とある史料である。これは極端な場合であろうが、確かに「里長所轄の甲首が各ミ外都に散処し、 小山氏の言うとおりである。 ところが、 近きは五六十里、 「甲首が外都に散

頁 もあった。 て、「里の区画・領域は、 すでに郷村として社会的に実体化していた宋元以来のそれをそのまま基礎としているもの 組合せが行われることは少なく、一里を分割せず、特定の里に併入されることの多かったことが知られる」 里甲編成の地縁性の指摘は、 といい、 また里の改編をみても、一里を複数の里に散入して、厳密に一一〇戸の戸数を維持するための、 また、 明代中期以後「正管戸(里甲一一〇戸の構成者)の著しく減少した地域では、 早くから成されてきた。 最近では特に、 鶴見尚弘氏が福建の『嘉靖羅川志』 里の併合編成換え (講座七〇 人為的な によっ

が 行われ(た)」(講座八四頁)という。 里の併合編成換えの事例は、 枚挙の暇がない。 その場合、 福建 の万暦 『恵安県

続志』|図里には、

忠恕郷所属里甲

待賢里 十一都并十二十□為

民蘇里 十二都并十三都戸

**帰化里** 三都四信義郷所属里甲

1里 三都四都并為一部

普賢里 十四并十五十六十七為一切

同信里 十六十七并

そ、 併入される」という里の併合編成換えが多かったものと考えられ、むしろそれらが地縁的関係を基礎にしてい なわれたものであろうか。筆者にはそうは思われない。 とあって、併里はおろか都の併合改編が行なわれているのである。 する事例は、 という点において里甲制の末期的症状を呈しているものとも考えられる。もちろん、小山氏の、 百十戸の正管戸を確保せんがためのギリギリのところの里甲編成であって、むしろ地縁的関係を考慮してい 現実の地域の社会変動によって里甲編成の再編が必要になったと考えられる。 氏が言うように里甲間の徭役負担能力均等化を維持しようとしたことの現われなどと言えるもので やはり里や都の改編は、 では、 かかる里や都の編成換えは全く人為的に行 鶴見氏の指摘のごとき「特定の里に 先に小山氏の挙げた林希元の指 里甲編成は各戸を地 ればこ は しつ

525 (史167)

下の析戸・子戸の問題とも密接に関連しているのでそちらを検討した上で、再度考えてみたい。

縁的関係を考慮することなく個別的に抽出し組合せたという根拠は、

林希元の事例のみではない。

しかしそれは、

対処しようとしたのが、国家の戸籍上における戸の分割、 戸に土地が過度に集中することは、里甲間の均衡維持を破壊して里甲編成を困難ならしめる。こうした事態の進展に 小山氏は「明代の里甲編成が戸数原則と各里各甲間の徭役負担能力均等化の下に行なわれたとするならば、少数の すなわち析戸であった」(二三頁)とする。 氏の挙げた事

例の中、『明実録』弘治十三年正月己卯の条には、

泰・弘治年間以降のものであることに注目すべきである(後述)。ところで、章懋『楓山章先生文集』 | 巻 疏 《議処塩 とあるが、 『大明会典』 + | 戸部、戸口、攢造黄冊、景泰二年の奏准にも同様なことが言えよう。なお小山氏の事例は、全て景 巡按福建監察御史胡華言六事。……一。編里甲。 率。戸有貧難、以殷実者僉替。甲有欠少、以分析者補輳。使彼此不至多少、則貧富適均、而差遣平矣。 料動至破家、皆縁官吏通同里書、放富差貧之弊。乞通行両直隷并各布政司、今後輪当造冊之年、令有司預先逐戸 查審、供給某戸田粮新収開除数目。各図甲首、某里足備、某里欠少。如一里長以十甲首為則、十里長以一百戸為 これを国家による里甲組織を維持するため強制的に析戸した事例とみなせるかどうか問題である。 福建地方、十年里長中間応役、未半年、 即便逃移以至、 鮮軍觧 また、

徳正

法事宜奏状》―代中丞作―には、

丁多家富者、亦行析戸充役。照丁弁課以補竈籍迯絶、皆免雑泛均徭、 曰存恤竈戸。……合照黄冊事例。凡民戸之里甲有欠、 就将図内丁・粮高大者析戸当差、 則差役均平而歲課不虧矣。 以補其数。 若以竈戸之

とあり、また劉堯誨(3) 『虚籟集』|| 贈州牧鵝峰公入覲序には、

上戸租石倍於下戸者、析其戸為二、余則再析之。不足者附於各戸之下。 其徭 里諸役、 歳抄計簿、 以次承代、 無

とあって、(14) 者は、 う<sub>.15</sub> した、 一つの析戸の基準を示したものとも思える。 とすれば、 いずれも丁粮多い戸を人為的に析戸せしめて里甲の欠落を補充することを言っているようである。 戸等の意味(上等戸には重い役が、 下等戸には軽い役が課かること)そのものが無くなるであろ 但し、この場合、戸等により析戸を行い、均等な戸を創 なお後

来の制度における析戸の事例とするには、 以上要するに、 小山氏の析戸の事例は、 その事例の時期的な面でも、内容的な面でも、 かなり無理な点があるのではないかと思われるのである。 洪武十四年以来の

### 土地売買と子戸の設置

という重要な指摘を行った。すなわち、王文禄「書牘」||≪答范二府書≫(『百陵学山』所収)に、 ところで小山氏は、子戸を立てることすなわち析戸することが明代における土地登記の規定によっても要請され 分為一十六都。 国初制為冊式、 視田為準。 人戸以籍為定、不可乱也。 以海塩県論之、総三百六十一里、田五十七万六千九百畝、以千字文編定、田行号数、 則造冊曰、旧管百畝、今売当開除戸下田二十畝、 乱即変成法、罪在不赦。 雖有旧管・新収・開除・実在之四例、 彼買者新収二十畝、

実在止八十畝。 戸言之、若一戸有田百畝、或売去二十畝、 蓋止本都一戸言。或買者別都人、則立為子戸于売田人戸図中、不可那移、 黙寓限田之法、

兼併之風。

るが、 史料による限り正しいであろう。 ず、買田者は本都内の売田者の所属里中に子戸を立てねばならぬとされている」(二五頁)という。 とあり、小山氏はこの史料から「土地売買の行なわれた場合、 別都の人戸が本都内の田地を買った場合、 その田地が買田者たる 別都人戸の 籍内に移管されることは許され ところが、小山氏は右の処置は徳『大明会典』 | 十] 戸部、戸口、攢造黄冊に、 同 都内であれば、その田地は買田者の籍に移管され この指摘は右の

五里。剰下五十戸、分派本都、 (洪武) 二十四年、 奏准攢造黄冊格式、……凡編排里長、 附各里長名下帯管当差、下許将別都人口補輳。 務不出本都。且如一都有六百戸、将五百五十戸、 編為

置が洪武二十四年以来の定制であったと言えるのであろうか。確認が必要である。 指摘が直接的に右の洪武二十四年の規定に結びつくものであろうか。もし然りとしても、 里中に子戸を立てさせられたのである」(以上二種、二五―六頁)という点に求めている。 移管されるのを防止せねばならず、もし別都の人戸が本都の田地を買った場合には、析戸されて本都内の売田者所属 たことと関連するものであった」とし、 その理由は、「この原則を維持するためには、 とあるのによって、「里甲を編成する地域的限界は都であり、 別都にまたがって一里を組織することが禁ぜられてい 本都内の田地が別都の人戸に 土地売買に際しての子戸設 しかしながら、 王文禄の

ではこの点についての私説を展開してみようと思う。 えざるをえない。その場合、小山氏の所説は、変質過程ないし変質後のそれを問題にしているものと思われる。 かった。なお、小山氏の挙例を全て小山氏解釈の通りであるとしても、明代里甲編成の原則は変質展開していたと考 ずれにしても、以上の1~3を通じて、小山氏の所説にはいくつかの考慮に価する問題が含まれていることが

### 一) 里甲の編成原則の変質

#### 寄荘戸の設置

『明実録』洪武二十三年八月丙寅の条には、

三等人戸、亦依原定編類、不許更改、因而分丁析戸以避差徭。 其排年里甲、 仍依原定次第応役、 如有貧乏、則於百戸内選丁糧多者補充。 事故絶者、 於畸零戸内選湊。 其上中下

とあり、分丁析戸による戸等の変更、 従ってそれによって差徭を避けることは許されず、 また 『明律』 戸 戸役

、別籍異財≫には

凡祖父母・父母在而子孫別立戸籍、 分異財産者、 杖一百。 母親告乃坐。〇若居父母喪而兄弟別立戸籍、須祖父母父 分異

者、杖八十。尊長親告乃坐。

とあり、明律の規定でも分籍分財は規制が厳しかった。

が、 の は では、 して理解せしめる要素であるが、 ためでもあろうか、 ここで考慮されるべきは、 ところで、 この第二回黄冊大造の規定 鶴見尚弘氏の的確な理解がある。(エン) 百十戸の正管戸以外に畸零戸・帯管戸と呼ぶ層が存在し、 先の実録、 小山氏は、 洪武二十三年八月丙寅の規定は、 畸零戸の内の寄荘戸の存在である。 徳正 析戸・子戸の意義は強調しても、 それが、 『大明会典』岩二戸部、 この畸零戸・帯管戸の存在及び機能は、 里甲間の徭役負担能力の均等化にどのように関連したかは明確で 戸口、 翌二十四年の第二回黄冊大造の規定となっ 正徳『会典』十一戸部、 里甲制運営上の補完物となっていた。これについて 攢造黄冊の洪武二十四年の奏准の規定も含めて) 畸零戸・帯管戸の存在には言及しな 里 甲 Ó 里 戸 を現実の村落、 口 攢造黄冊、 たものである ない。 洪武二 共同体と そ

其畸零人戸、許将年老・残疾 ٠ 丼幼少十歳以下・及寡婦 · 外郡寄荘人戸編

とあり、同半二 戸部、賦役には

四年に係けて、

(洪武) 二十四年、 令寄荘人戸、 除里甲原籍排定応役、 其雜泛差役、 皆随 田糧応当。

二十年に南直隷・浙江を中心として各地に土地丈量が施行され、魚鱗図冊が作成されたことと関連していた。 とあって、いずれも洪武二十四年における寄荘戸についての規定であるが、これらの規定の成立は、 これより先、 万暦 洪武

禎間の浙江秀水県の人、徐必達『南州草』||| 奏疏《賦役関係匪軽謹申台臣適均之議、乞賜採択、 以安民生疏≫には、

洪武十四年、 編賦役黄冊、 其法論戸不論田。於是、 戸均田不均、 而欺隠之弊萌生。二十年、 遣国子生武淳等、定

区丈量、

為魚鱗図冊。

田各帰都而人従之。

田多者跨都立戸、謂之寄庄。於是、都有額里、里有額田、

なおうとする努力がより必要になったであろうことは十分に予想されるのである。 るにつれて、 地所有の隔差はそれほど大きくはなかったということが言えるかも知れない。従って、この観点に立てば、 疇に入れるだけで処理しようとした点からは、実は明初の土地所有が案外と平均化していた、つまり、 存在は、 応土地所有が都の範囲内のみで処理されることになり、 戸を設けることとしたものと考えられる。以上について詳しくは別稿で述べた。ともかく寄荘戸の設置によって、 することを禁じた洪武二十四年の規定と抵触するものではなく、 とあり、 それ自体、 田多き者が都を跨いで立戸した場合、これを寄庄と謂うとある。但しこれは、別都にまたがって一里を組織 土地集中化が進展し、 不在地主的大土地所有の存在を公認したものとも考えられる。しかし、この寄荘戸を畸零戸の範 寄荘・寄荘戸の矛盾が拡大し、土地所有の確認・チェックを「都」に局限して行 都・里の原額はある程度固定できたと思う。なお、 別都に土地を置買したら、 そこで「寄庄戸」という 里甲間での土 時代が降 寄荘戸の

### 寄荘戸から析戸・子戸へ

2

すなわち、『明実録』景泰二年三月乙巳の条には、 前項で述べたごとくの明初の里甲編成の原則が大きく変質したのは、 明初より八十数年経った景泰年間であった。

赴直隷及各布政司府州県、今依式造完進呈。従之。其議事宜云、 景泰三年、天下郡県例応重造賦役黄冊。 本部欲将正統七年原定冊式、并今議、 一、各処人民并軍衛官旗人等、不許於附近 合行事宜備榜、 遣人乗伝

田均而弊以

事産、 別県置買田地、 尽実報官、 作寄荘戸、及詭立姓名、 編入図甲、 納糧当差、 於戸下註写原籍・貫址・軍民匠竈等戸。 致陥里甲陪納糧草。 違者発戌極辺。 及今収籍縁由、 各処寄籍人戸、 不許仍作寄籍。 令各将戸内人丁

違者本身発戌口外、田産尽数没官。(下略)。

とある。ところが徳『会典』 十一戸部、戸口、攢造黄冊、 拘問、 凡各里旧額人戸、除故絶、 并全戸充軍不及一里者、 若有詭立姓名者、許首告改正。其有自願売与本処人民為業、 田地入官。 許帰併一里当差。 景泰二年の奏准では、 除豁寄荘戸籍者、 余剰人戸、 少しく実録の文とは異なっ 発附近外里輳図編造、 聴。 若違例寄荘者、 所在有司 不許寄

部 は、 とある。 のであろうか。ここに従来禁止されていた析戸が条件付きで承認される下地がある。 切を含めて寄荘戸とされ、その寄荘的土地所有関係そのものが清算させられた(売与本処人民為業)ようである。 このように寄荘戸の存在が否定されたら、里甲制の下でかつて持っていた寄荘戸の機能・役割りは何が肩代りする その土地で図(=里)甲に編入され納糧当差させられたという。 戸口、攢造黄冊には、 実録も会典も、ともに景泰二年(一四五一)には寄荘戸の設置を禁じている。なお実録では、 しかし会典にはこの部分の規定はなく、 すなわち徳 『大明会典』十一戸 官更軍人の寄荘

子長成而壻帰宗另爨者、俱准另籍当差。其兄弟各爨者、 景泰二年奏准。凡各図人戸、有父母俱亡而兄弟多年各爨者、 分戸者、 聴。 如人丁数少、及有軍・匠等項役占窒礙、仍照旧不許分居 查照各人戸内、 有父母存而兄弟近年各爨者、 如果別無軍·匠等項役占規避窒礙、 有先因子幼而招壻、

実録では全く見受けられないのである。 とあり、分戸(析戸)の条件と、析戸された場合には別に戸籍を立てて徭役に当るべきことが示されてい の規定は分戸を許す許さないの基準を示したもので、 強制的な析戸を言っているとは思われない。 なお、 右の規定は る。

3

ない。 関連していることは間違いないであろう。 と思う。 但し、ここに述べる所が果して事実そのままであるかと言うと、 されており、 となることは、 始めたこと、 問題は生じなかったという。「本都之田、即在本都、 のである。 とあり、 ところで 麃『秀水県志』||1 錯壌、王庭「三県田糧問答」には、 嘉興府三県の場合では都を超えた土地所有が一般的であり、納税も原籍地の方で一括して行なったようである。 やはり明中期以降のことであった。但しそれがいつ頃から始まるかについて考える材料を筆者は未だ発見してい 別都之界。及分三県、便以為嵌在別県之界、故曰錯壌也。宣徳分県時、去洪武初定版籍、未遠、 しかし前項でみたように、景泰年間に明初の寄荘戸設定の体制が変更されたこと、またその頃析戸が認められ しかし、 大造時、収彼都田之糧于此都戸下、 分後為各県、其先即嘉興一県之各都也。本都之田、 本都の田は本都に在って完糧立戸する(つまり納税のための戸を申告する)のがその常、 結局、 などから考えて、景泰年間頃である可能性は強い。 この糧長の在地における権力支配が衰退していく (糧長の役に耐えられぬという事態の発生) 郷村の賦・役徴収や水利機構・裁判等を掌握していた糧長がこの都 いずれにしても、宣徳時(例の景泰二年より二十数年前)では洪武の版籍がしっかりしていたので そう簡単に都を超えて田糧を移動することができなかったが故に、兌糧・貼銀の制が成立したもの(\*\*) この点の確認は今後に残こしておこう。 而田実在彼都。是此都之田、 完糧立戸者、 其常也」ということが盛んに言われ注目されるの 即在本都、完糧立戸者、其常也。此都之糧戸、買田于彼 なお、 旧稿でしばしば述べたように一概には決められない(8) 納税や土地売買において都という範囲が問題 嵌在彼都界矣。先未分県時、 (実は区であるが)を単位に設置 本来の 姿である 故所錯尚少也 只嵌田于本県 過程とも

ともかく、明中期以降には「田・糧不過都」の制が大いに叫ばれる。その一つ、暦『嘉定県志』七田賦考下、田賦条

其三、量不過耶里へ卽主✓夫有田妡有量、汝事隹州県ケ議≪知県王応鵬―正徳五年任―申議四事≫には、

之中、 有花分於別区、 不失而飛走之弊、 挙其総而細可査矣。 日戸領圩 雖有前弊、 田額若干、 糧不過都里<割注>夫有田斯有糧 詭寄於外都、 (冊)、計人戸以分註其田糧。 無由作矣。 龍糧若干、 有不可革矣。 挈其綱而目可見矣。 黄冊之業産、 而欺隠税糧者。 試言其弊、 有将腹裏軽田、 故事惟州県之糧不得過界、 聴彼此推収之便、 ……其弊百端難以枚挙。 官府之青由、 仍於徴糧之際、 改捏重則推収、 照戸領圩之冊而塡之。 実徴之銭糧、 造冊二本、 為今之計、 而都里之糧則 沿海区分日後遂捏珊田、 照田畝坐落之区、 日圩領戸 合無於量定田圩之後、 糧長之催糧、 推収無定也。 (∰)**`** 計田糧以分註其人 如此則田与糧不相 照圩領戸之冊而 故銭糧之総、 埋没銭糧 総計 X 雖

役では、百十戸の戸数原則による里甲 嘉靖年間の十段法や万暦年間以降の均田均役法の施行を待たねばならなかったと考えられるからである。 の提案がどのように実現されたか、 せる方向で、 糧は界を過ぎるを得ない とある。 土 地 役徴収が 十段法や均田均役法による改革が要請されたのは、 所有の ここではまず、 徴糧に当っては圩領戸冊・戸領圩冊の二本を造って都里単位の糧額を確定把握すべきだとする。 :惹き起こす諸問 展開をめぐっての詭寄・寄荘等の諸問題 「糧は都里を過ぎず」 が、 題 都里の糧の推収に関しては定めがない。そこで弊害が多く出たので、 のためばかりではなく、 それは問題である。 の編成ではなく、 の制が新たに提起されていることが注目される。 の処理のためでもあったと考えられるのである。 田土そのものが基準になっての里甲の編成が行なわ 単に、 すでに小山 なぜなら、 大土地所有の展開による都・ 正明 この提案の意図しているところが実現するの 浜島敦俊両氏が指摘しているように、 里を超えた土地所有 すなわち、 田と糧とを 特に均田 れる。 州県の 但して 郷紳 は 税 但

## 均田均役法による里甲の編成

#### 1 子戸・析戸と郷紳的土地所有

明の中期以降には、子戸・析戸が土地所有者の税役脱免の手段となっているという指摘は一般的にみられる。 例え

ば、 徳『嘉善県志』一戸口は、

此子戸也。遇派重役、 千有奇、則又加広矣。 嘉善、自成化以前、戸不過三万、至弘治・正徳、則漸広矣。要亦不過三万四千耳。愚近于冊外求之、陰得四万二 戸帰一、以復版籍之旧已。於今歳預造各甲冊納之庫。冊以甲名、田以甲定。歳各騐甲冊而定役焉。炣労可均、弊 滋矣。邇来、賦役日繁、粮長子戸、雖而貧乏亦不能免、則以独労久任所者、不償所需也。 庶乎其有済也 則曰田不及也。展転推避、十年或不一役、是故貧者愈損、流者盖多、而書手之利源、 何流者愈衆而荒田之反多耶。盖書手詭戸、往往分名析字、寄田別甲異図、毎逢当甲、 愚議俟造冊之歳、 則曰

困」の一つである。そこで知県は、子戸を本戸に帰併せしめ、甲ごとに田地を確定し、それによって派役すべきこと(Mr) 戸を立てる者は田産を分割することによって重役を逃れ、 と述べ、州県の戸口調査に誤りが多いこと、特に冊籍を掌る書手が記載を詭り、子戸を揑造していることを挙げ、子と述べ、州県の戸口調査に誤りが多いこと、特に冊籍を掌る書手が記載を詭り、子戸を揑造していることを挙げ、子 その皺寄せは貧者に及ぶという。 これは正しく明末の

を提案する。

可革、

もかくとして、十段法以降においては、 行なった。ただ、 ついたものが多かった。 ところで、このような子戸・析戸による税・役脱免の不正は、明末当時では郷神の徭役免除の特権 何故に子戸にまで郷紳本戸の優免の適用が拡大されるのかという問題は未解決である。 これについては小山正明・浜島敦俊両氏の十分な検証がある。 郷紳の優免を本戸のみに限り、 子戸一般には拡大適用しないようにという規 筆者も別稿で補足的な指摘を (優免) その点はと

定がみられることから、 こで、この点に関して、均田均役法をとりあげてみよう。 制という明から清への税役制度の改革の過程が何故に必然であったのかが説明されないのではないかと思われる。(※) たのであろうか。疑問を端的に表現すれば、小山氏の考え方では、 まずもって「戸」とは何かも問題である。なぜ郷紳の優免を本戸に限定しうる可能性を制度的に獲得することができ よう」 (二九頁) という。 十段法が「丁田を戸を媒介とせずに直接掌握した」とは一体どのような意味であろうか。 限定し、析戸を通じての優免規定の拡大適用を防止しうる可能性を制度的に獲得することができたからであると言え して十段法では「徭役科派対象たる丁・田を戸を媒介とせずに直接掌握することによって、郷紳の優免を本戸にのみ しかしながら、ここで再度小山説に対する疑問を提起しておきたい。小山氏は十段法の検討を行ない、その結論 事実として子戸への優免適用はあったと考えられる。 十段法—一条鞭法—均田均役—順荘編里—地丁銀

#### 2 均田均役法による里甲編成

学山』中の諸処に収められている。次にその重要な指摘を示そう。 ていた。万暦九年(一五八一)の海塩県の均田均役法施行に際しては、かの王文禄が大きな役割りを果たしたと言わていた。万暦九年(一五八一)の海塩県の均田均役法施行に際しては、かの王文禄が大きな役割りを果たしたと言わ 海塩県の均田均役を知る場合、 田均役法による里甲編成は、 従来、 彼の意見の検討は必須である。王文禄の著述は、彼の編纂した叢書である『百陵 小畑竜雄氏や浜島敦俊氏が指摘したように、浙江海塩県の改革が先例となっ(元)

(平)国初制為冊式、視田為準。以海塩県論之、 総三百六十一里、 数、分為一十六都。人戸以籍為定、 不可乱也。……或買者別都人、則立為子戸于売田人戸図中、不可那移、 田五十七万六千九百畝、 以千字文編定、 田行号 嫼

寓限田之法、不使長兼併之風。(「書牘」||《答范二府書》)

(乙)大造黄冊年、『田在一都者、造註一都、不許過都開除。洪武四年冊可查、

余都做此。

立法厳整、

各帰原都、

則

535 (史177)

等都、乱而無紀、曷稽哉。』更令私相勧率、田十畝者外出田一畝、百畝者十畝、千畝者百畝、用幇粮・里長、解 凶荒可験、 辦費立戸、名曰助役田。其田臨均徭時、止定銀差、以助義挙、則和睦之風頓生、而生民楽業矣。(「求志編」 | \*) 殷実可定。粮・里長、黙寓井田法、人皆不敢跨越数都立戸、無貧富不均都也。今田在一都、提入八九

(丙)今当大造冊之年、 多寡之分。……『彼田在一都者、造冊註一都、不許過都開除、洪武四年冊可查、余都倣此。立法厳整、 豊凶可験、 徭役可定、 請以海塩為例、 黙寓井田之法也。 画定里甲、毎里田若干、毎甲田若干、自一都以至十六都、 人皆不敢跨越数都、 兼併之以立戸、黙寓限田之法也。 順流均派、不使有 今田在 各帰原

(丁)縦不然未見有真実為民者、十年一造黄冊、正経界、均賦役、所以厚農也。普天之下、兼并成風、 之綱也。不然貧富不均、則民心不平、世道何由平哉。 

提入八九等都、立戸、乱而無紀、

易稽哉。』是故正経界、以復原都、造冊之要也。

画里甲以均徭役、

溢図跨都、

創

応試取今進黄冊而閱之、 足見無愛民之心也。駁回重造、 為新增之里、連絡千頃而規避而規避重徭。貧無卓錐之産者、反代豪右巨富之役。有司曽不加問, (「書牘」 → ≪上台府時務書≫) 而擬以変乱成法之律、必使里甲之均、 而貧富無隠可 止為故事之。

有・納税担役名儀の変更・申告は、原籍地の都の範囲を一定のワクとしその範囲で変動をチェックする((甲)・(乙) ここに王文禄が賦役の不均・特に「役困」に対する対策として提起しているのは、①土地売買とそれに伴うその所

て 原額面積を確保する(丙)。④黄冊記載の再検査を厳重にする、 などである。 さて、 たらさないようにする(甲)。②所有田土の内から一定率の面積を助役田として拠出させる(乙)。③経界を正して都の 都を越えた、 なお、原籍都のワクを越えて他都に土地を置買した場、 そこに子戸を立て、都の範囲内の原額の変動を来 或いは跨いだ立戸の扱いである。既に前に述べたが、(甲)の史料での、 問題は、 別都人戸の土地を買った場 小山氏の所説に関係し

売者の図中に子戸を立てるという方式は、 いつ頃の状態について述べたものであろうか。 その事態と、 2

且今大造黄冊、

十年之利害也。

郷官受民詭寄、

田一畝銀三銭、

千畝三百両、

新例也。

前冊未有也。

由差重而

た な を分離し、 れ 戸は、 越数都、 武二十年の魚鱗図冊でないところにも問題がある。 を土地所有の一定の基準範囲とした場合、 で(乙)・(丙)(その実一つの史料であり、 かゝ 大適用される根拠はどこにあるのであろうか。 する子戸設置の必要は、 「立子戸」と「立戸」の関係について考えると、その場合、 は、 丙 「寓井田之法」とか言った、 う事態であり、 特に郷 王文禄 郷紳の立戸ないし立子戸をめぐっては、 つまり子戸を立てることと、「立戸」とは区別されているのかいない 既 に言う「今田 兼併、 都を跨越して本戸を立てる場合とは異なり、 に前節でみた如く、 記 子戸の優免適用を禁止し、 載 (神本戸が各都各図に散在的に立戸し、 「書牘」 0 立戸」の場合であり、 開除分についてのみが注目されたと解釈される。 二《上侯太府書》 各都に散在して立戸する状態であったし、 在 王文禄当時の均役施行前夜のものとなる。 都、 当初は寄荘戸の役割りであったが)。 提入八九等都、 中国の伝統的 J かつ丁・田そのものに派役したとしても、 (『百陵学山』) その基礎台帳は何故に洪武四年の冊 Ø 明らかに 次の如き詭寄や寄荘という郷紳本戸に対する所有名儀の移動が伴ってい 立
戸
、 儒家的観念、 なおその際、 「溢図跨都・創為新増之里」 それに優免の適用を受ける事態の進展 つまり、 には、 乱而無紀」 原額田土数を那移する恐れのないものとされている(しかしそ 2 のカッコの部分は 明らかに対策を講じる必要があるとされているのは 土地所有の理想像が展開されていることである。 以上四種の史料に共通していることは それは、 それは郷紳の優免に係わっていたのである。 の立戸の状態とは、 以上を踏まえて、 区別があるとすれば、 問題は、 あくまで原額の確保のみを 意図したものであ のか。 0 子戸と本戸とが一 事態なのである。 丙 (黄冊?) なのであろうか。 区別がないとすれば、 規制しうるものでは のそれの要略文である) ここで どのように関係するのであろう は 郷紳本戸の優免が子戸に 前言をもう一度継承し、 しつ 面分離 かに郷紳本戸と子 それに対し、 「寓限田之法」 し なかっ 小山氏が強 面 これ か 混合する た 一立子 かる事 戸と な 跨 拡

奸 之刑、 主 于職也。免本戸的名、非免詭寄也。外任休致無之也。今也擊免之。不特免已而免人、親戚有利者、皆得免之、何 有某郷官、某進士、某挙人也。由此観之、同一斉民也。無優免之例也。試取冊而験之、可也。京官優免者、 詭寄而取利、何名也。亦有在任而不知。禄嘗問其家、亦不知。皆豪右畧沾親識者、 詭冒之也。 『請厳加里書該甲 故避之也。 可一徵也。何今之受寄而只図目前乎。且本郷郷官、為本郷之賢才、免之、可也。鄰県郷官、 即直言無隱矣。没入于官、 且郷官亦士也。……弊郷有顧大参者、無利而親識寄田、及死戸下有田而無租、子孫賠粮而不知田 懲一而警百、 則詭寄可絶也』。矧黄冊止言男一丁、草房一間、田若干畝、 別府郷官、

て い る。 31 化とならない。そこで王文禄が提起しているのは、上掲史料(丙)(「策枢」 |;|≪均役≫)の省略部分に、 とあり、 それへも優免が適用されているという事態である。『 あろうが、それは単なる胥吏・里甲人役に対する規制罰則強化のみである。しかもそれだけでは郷紳に対する規制強 特に問題とされるのは、隣県・外府の、要するに県外の郷紳(客官)が詭寄を受け入れて県内に立戸立籍し、 ここには種々な形態の詭寄を通じての郷紳への土地集中と、それへの優免規定の拡大適用の事態が物語られ 』内は、詭寄の弊を絶つ処置として王文禄が提起したもので

多也。貧民曷堪乎。今若此、再十年後之造冊、皆郷官之戸也。誰為里甲乎。

凡穀四百畝者当里長一名、八百畝者二名、千畝者当粮長一年、万畝者十年、則百畝数十畝者庶少安、而貧富可均 彼富者、曰、一身止充一役、 田雖万畝、役難十年。曰、豈有田万畝而一身自索租哉。有土則有人也。 十年輪

役限己寬矣。尚何心不平乎。

のものによる里甲の派役を具体化するにあたっては、次のような手続きが必要であると王文禄は言う。前掲史料《均 示されている。ここでは里長は四百畝(従ってこれが一甲の面積)を基準としている。ところで、 いわゆる田土額による里甲の編成、 なお正確に言えば一定土地面積を基準とした里長・糧長の派役の方法が かかる田土面積そ

役≫の続文には

為役。 分解各司、 也。 行也。請将徭役銀、 然行法必自賢(=貴)始、 或曰槩県里甲中万畝千畝八百畝四百畝者亦鮮矣。 免之者優之也。 里甲均則徭役均、 力差取給、 均入秋粮数中帯徵、若戸該銀十両、 冀其出身以報国也。今反冒富之田以取利、 大戸数名朋当至重徭役、 徭役均則貧富均而民心平矣。 不畏勢豪巨宦、 清査詭寄子戸、按田而定之。 且絶郷官毎年之討而貧富庶可均也。 将何以処之。曰、合少以為多、衆軽而易挙、若海寧県法、 毎年帯徴一両、 而至重之徭役儘推之于貧。 京宦拳人監生生員吏胥等依例優免外、 戸該銀一両、 雖然経界正則田 毎年帯徴一銭、 豈均乎。 均 何能平其心 収銀貯庫、 田均則里

寧県の方式に倣って、 (33) 額による里甲の編成と、 塩県では万暦九年以後、 とある。 を採用する。 しかしながら、 なお、 勢豪巨官を畏れず、詭寄・子戸を清査摘発し、 これは正しく徭役=丁税の土地税へのくり込みの一方法である。 先の四百畝一里長については、 以上のような王文禄の提案も郷紳層の反対が強く、その具体化は難行したようである。 一律に田土に徭役銀を課し、 それに伴う郷紳の優免の限制は着実に進展していった。(3) 十年毎の編審に際して歴代の知県の努力がみられ、 四百畝の土地を持つものを探して里長とするというのでは それを秋粮数中に均入して、(税糧に)帯徴せしめるという方式 郷紳の優免については規定額のみに止め、 里長 (=一甲) 三百二十畝という田土 余田には なく、 それでも 律派役

#### 結 び――研究の展望

は る析戸・子戸の意義については、 以上、 明初以来の里甲 明代の 里甲 制の里に地縁的関係を認めるか否かである。 制度についての小山氏の理解を批判した。 里甲制本来の定例であるという点において否定した。ただし里甲制の解体期の現象 その際、 その点に関連して、 小山氏と筆者との間の決定的な理解 つぎに筆者は、 小山氏が強 Ö 相 違点

奪のための組織であった。そのような里甲が出現したのは、郷紳的土地所有の展開に契機があると考えられる。 小山氏指摘のごとき析戸・子戸についての事態も出現したと思う(本稿ではその劃期を景泰年間と想定し 明末以降の江南の均田均役法の里甲は、地縁的関係を考慮しない、人為的個別的に押出された単なる収 地縁

役制度の変革 均田均役から順荘編里へ―の検討に向かうであろう。 いかにして機能しえたのであろうか。筆者の次の研究は以上の点に関して、

性を考慮しない里甲は、

- (1)いわゆる平野義太郎・戒能通孝論争が著名である。これについては、旗田 三)に解説がある。 巍『中国村落と共同体理論』 (岩波書店、 一九七
- (2) 清水盛光『中国郷村社会論』(岩波書店、一九五一)等参照。
- (3)「明末清初、揚子江中流域の大土地所有に関する一考察」(『東洋学報』四四―三、一九六一)。
- 七一、以下本文、註とも『講座』と略す)参照。 「明代の畸零戸について」(『東洋学報』四七―三、一九六四)。なお、「明代における郷村支配」(『鵜渡 世界歴史』12、一九
- 5 「明代の十段法について(二)」(千葉大学文理学部『文化科学紀要』一〇、一九六八)。 なお 「賦・役制度の変革」 (『講
- 6 ような歴史的形成物を「行政村落」に対比してのうえとはいえ、「自然村落」と呼ぶことは必ずしも適当ではない。』という (『講座』五八頁、注(1))。 鶴見氏は『本章で用いる郷村とは、いわゆる「行政村落」ではなく、 歴史的・社会的に成立する現実の村落をいう。 この
- (7) 特に「明代の十段法について (二)」を扱う。 に止める。 なお、本稿においては同論文の引用は頻繁なので、 本文中にその頁数を註す
- 『東洋史研究』二七—一、一九六八。
- 9 「明代の糧長について」(『東洋史研究』二七―四、一九六九)。
- 「明末清初の大土地所有」(『史学雑誌』六六―一二、六七―一、一九五七・八)。
- 本文後掲 誕『大明会典』 #二 戸部、戸口、攢造黄冊、 洪武二十四年の奏准、参照
- べており、よほど制度が崩れた時点のものを示していると思う。 章懋(一四三七―一五二二)は成化二年の進士。なお、史料は、 それまで析戸が全く禁じられていた竈戸の事例について述

明から清

への賦

- (4) 史料の別の個所に「嘉靖四十一年鵝峰公来守」とある。
- (15)小山氏は、 里甲編成における析戸については、 鶴見氏(「明代の畸零戸について」六四頁 註(46))も指摘しているという し、小山・鶴見両氏の析戸の捉え方には明瞭な相違がある。鶴見氏は「民戸に対しては戸をわかち、別に一戸をたてることが に強制的、人為的な析戸のことは言っていない。 許されているから、このような形式によって戸を補う場合もあった」「別に戸をたてる場合の基準」と言っているだけで、特 〔但し、これは小山『講座』論文三二一頁 註(7)であって、 それ以前の「明代の十段法について(二)」中ではない)。しか

戸当差」「行析戸充役」は、 戸を任意にわかって、 別に一戸を立て、その戸を承役戸とすることが認められた、というもので を多分に含みつつも、なお、家産分割を通じての任意な析戸の場合の事例であるとする読み方も可能なのである。つまり「析 ところで、章懋・劉堯誨の両事例も、人為的強制的な析戸の事例としか読めないわけではなく、そのような読み方の可能性

- (16) 本項は、別稿「明代の寄荘戸について」(『東洋史研究』三三―三)参照
- 1) 前掲、「明代の畸零戸について」。
- (18) 拙稿「淅江嘉興府の嵌田問題」(『史学雑誌』八二―四、一九七三)六頁以下参照。
- 20)前掲(註(18)の拙稿にある19)前掲(註(9)の小山論文。
- 7 月 月(18)の拙稿にある「圩額」による糧額の設定もこの線である。
- )前掲「明代の十段法について台」。
- (2)「明末淅江の嘉湖両府における均田均役法」(『東洋文化研究所紀要』五二、一九七〇)。
- (23)書手は、里甲正役に数えられる場合もあったが、明中期以後の里長の役の分化とともに、冊籍を管することを専門とした役 となった。(山根幸夫『明代徭役制度の展開』東京女子大学学会、一九六六)。
- (2)浜島前掲論文参照。氏は、明末の役困として、詭寄・寄荘・花分の三種を代表的なものとする。
- (25) 前掲 註 (16) の拙稿。
- というが、それは正しくない。優免を本戸に限定し、かつ客宦・寄荘の優免を停止し始めたのは、優免の限制の第一歩である。 展せず、不十分に終ったと思う。 但し、十段法では、郷紳の優免を本戸に限定するだけであって、一県優免額の総額を決めたなどによる優免制限の具体化は進 浜島氏は「十段法においては、優免の限制ないしは廃止という改革はまだ展開されていないといえるであろう」)一六三頁)
- (27) 「浙江海塩県の里甲」(『東方学報』京都一八、一九五〇) など。
- 28)浜島前掲論文、一五三頁参照。
- (2)この史料は、先に挙げてある、小山氏の所論の根拠となったものである。 詭寄・投献については、清水泰次「明代に於ける田土の詭寄」等(『明代土地制度史研究』大安)参照。 氏は、

詭寄・投献

るのであろうか。なぜ新例とよばれるのであろうか。 ているが、右の史料の畝当り三銭は詭寄を受ける側がとる名儀貸し料であろう。ところでなぜ、それが冊籍(黄冊)に登場すとは、税・役脱免のために、他人に所有権の全てを譲り渡した形ではなく、単なる名儀を移す(ないしはあずけた)行為とみ

- (31) この史料の主要な部分は、既に小山、浜島両氏が指摘している。
- (32)王文禄の《均役》は「均甲」と表現されている(「書牘」』。《上侯太府書》)。
- (34) 浜島前掲論文参照。

(33) その具体的検討は今後に残こす。

〔附記〕本稿は昭和四十九年度文部省科学研究費補助金一般研究Dの報告の一部にあたる。

(史184) **542**